



社会福祉法人 順 和 会

特別養護老人ホーム

陽ノ丘荘

～利用料金表 1割負担～
(平成30年4月1日改定)

特別養護老人ホーム陽ノ丘荘

【指定介護老人福祉施設】

(1) 基本料金

① 施設利用料金(入所費用)

* 要介護度による利用料金は下記のとおりです

	日 額	月額(30日で計算の場合)
要介護度 1	557 円	16,710 円
要介護度 2	625 円	18,750 円
要介護度 3	695 円	20,850 円
要介護度 4	763 円	22,890 円
要介護度 5	829 円	24,870 円

※介護福祉施設サービス費(Ⅱ)・・・多床室による介護福祉施設サービス

② 食 費(基準費用額)

	日 額	月額(30日で計算の場合)
食 費	1,380 円	41,400 円

③ 居 住 費(基準費用額)

	日 額	月額(30日で計算の場合)
多床室 (4人・2人部屋)	840 円	25,200 円

④ 加算利用料金

* ご利用されるサービスに応じ、下記の料金が別途必要となります。

	日額	月額(30日)	適 用
個別機能訓練加算	12 円	360 円	個別計画による機能訓練
日常生活継続支援加算	36 円	1,080 円	介護福祉士の手厚い配置等
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	19 円	570 円	看護師配置(Ⅰ)・看護職員の配置増と24H連絡体制(Ⅱ)
夜勤職員配置加算	22 円	660 円	夜勤(時間帯)の増員
栄養マネジメント加算	14 円	420 円	管理栄養士による栄養管理
口腔衛生管理体制加算		ひと月30 円	歯科医師の技術的助言及び指導、口腔ケア計画等
介護職員処遇改善加算		所定単位×83/1000	介護職員の処遇改善への取組等を実施
初期加算	30 円	900 円	入所から30日間のみ
療養食加算	18 円	540 円	療養食の適切な提供 1回6単位・1日3回まで
口腔衛生管理加算		90 円	歯科衛生士による口腔ケアの実施が月2回以上等
看取り介護加算	日数等により算定		終末期の看取り介護

⑤ 福祉施設外泊時費用

* 利用者が病院へ入院、又は外泊をされた場合にお支払い頂きます。但し、月6日間を限度とします。

1日につき	246 円	最高月6日分
-------	-------	--------

⑥ 月額利用料<30日計算の例>

(単位:円)

介護度	1割負担	食費・居住費	貴重品 管理費用	合計
要介護度 1	21,476	66,600	1,500	89,576
要介護度 2	23,685	66,600	1,500	91,785
要介護度 3	25,960	66,600	1,500	94,060
要介護度 4	28,169	66,600	1,500	96,269
要介護度 5	30,313	66,600	1,500	98,413

<1>④より費用として、個別機能訓練・日常生活継続支援・看護体制(Ⅰ)(Ⅱ)・夜勤職員配置

栄養マネジメント・口腔衛生管理体制 介護職員処遇改善の加算を算定(前記④参照)

<2>食費は基準費用額1,380円(1日)、居住費は基準費用額840円

(1日)の多床室にての利用料金です。(前記②、③参照)

(2) その他の費用

① 貴重品管理費用 <月額1,500円>

◎ お預かりするもの 預金通帳と通帳届出印鑑等の貴重品
貴重品の管理サービスをご利用いただけます。
詳細は「重要事項説明書」をご参照ください。

(3) 利用料金軽減措置について

(所得に応じ、利用料の軽減が行われます。)

① 高額介護サービス費(介護報酬1割負担分の軽減措置)

- ☆ 所得段階に応じ、月額15,000円～44,400円の負担に抑えられます。
- ☆ 介護報酬の1割部分をお支払い後、申請により軽減額が還付されます。
- ☆ 在住地の市町村への申請、認定書交付が必要となります。

② 特定入所者介護サービス費(食費、住居費の軽減措置)

- ☆ 所得段階に応じ、月額9,000円～30,600円の負担に抑えられます。
- ☆ 在住地の市町村への申請、認定書交付が必要となります。

～ 利用料金軽減措置についてはお気軽にご相談ください ～